小松工業高等学校同窓会　旅費規程

（目的）

第１条　　この規程は規約の附則第４条により、本会活動のために発生した旅費の支給方法を定め、適切な運営を図ることを目的とする。

（適用）

第２条　　この規程は次の会議、活動に適用する。

（１）　総会

（２）　常任理事会

（３）　支部総会

第３条　　この規程は次の役員に適用する。なお、対象役員の代理者として活動した場合にも適用する。

（１）　名誉会長（学校長）

（２）　会長

（３）　庶務

（４）　会計

（５）　支部長（支部総会は支給対象にしない。）

（６）　事務局（原則として活動は一人とする。）

（支給金額の算定）

第４条　　支給金額は次のとおりとする。

（１）　移動手段は公共交通機関を利用することとし、その交通費の実費を支給する。
この場合、可能な限り費用が少なくなるように配慮する。

（２）　自家用車を使用した場合は、ガソリン代、高速料金、駐車料の実費を支給する。

（３）　原則として、日帰り行動とし、宿泊費は支給しない。
ただし、明らかに宿泊となる日程の場合は宿泊料の実費を支給するが、可能な限り費用が少なくなるように配慮する。

（４）県内移動の旅費、交通費は自己負担とする。

（例外の処理）

第５条　　この規程にないが、特別な理由で旅費精算が必要な場合は会長、庶務、会計の三役会議で判断する。

（規程の改定）

第６条　　この規程の改廃は常任理事会の決議による。

附則１：この規程は平成２６年９月２０日より、実施する。

以上